

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査結果の公表について

(宅地造成等工事規制区域)

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という。))が令和5年5月26日に施行されました。これは、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するものです。

東大阪市では、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定についての準備を進めているところです。

この度、盛土規制法第4条に基づき規制区域指定のための基礎調査を実施したため、基礎調査結果を公表します。

□規制区域の考え方

宅地造成等工事規制区域の指定の対象とする区域は、市街地等(都市計画区域等)のうち、宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれ大きい区域であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要がある区域とされています。



□規制区域の範囲

国土交通省の基礎調査実施要領に基づき、宅地造成等工事規制区域の候補区域を設定したところ、東大阪市全域が宅地造成等工事規制区域の候補区域となりました。(別添宅地造成等工事規制区域候補区域図参照)

市域全域が宅地造成等工事規制区域の候補区域となったため、特定盛土等規制区域の指定は行いません。今後は、令和6年度の宅地造成等工事規制区域の指定に向けて準備を進めていきます。

□規制区域指定予定日

令和6年4月1日予定

東大阪市建築部建築指導室開発指導課
電話:06(4309)3242